

「平成25年度政務活動費の交付に係る住民監査請求」についての監査結果の概要

- 1 請求書の提出日 平成27年2月26日
- 2 監査結果の通知日 平成27年4月23日（監査期限：同年4月27日）

3 請求の要旨

(1) 措置要求事項

奈良県知事に対し、平成25年度に目的外に支出された政務活動費(37,089,873円)について、不当利得返還請求権を行使し、関係会派及び議員に返還させるよう勧告することを求める。

(2) 請求の主な理由

ア 会派分

自由民主党の宿泊研修は、旅行とも言えるもので、会議費用や会食費は認めることはできない。ジャンボタクシー代も高額であり、1日1万円、5日間5万円を最大限の充相当額とし、残額を違法な支出と考える。

イ 議員分

広聴広報費（広報紙印刷費等）については、領収書のみでは支出の適否を判断できない。按分を行った議員の按分率が平均65%であることから政務活動費の充当は65%にすべきである。

事務所費（事務所等賃借料）及び人件費については、実態に応じた按分が困難なことから政務活動費の充当は50%にすべきである。

自治会費については、使途基準に合致しないことは判例もあり明らかである。

4 監査の対象としなかった事項及びその理由

(1) 監査の対象としなかった事項

- ア 藤本昭広氏分の政務活動費に係る請求（648,942円）
- イ 南部振興議員連盟懇談会費用に係る請求の一部（247,500円）
- ウ 視察時の会議費及び会食費に係る請求の一部（45,000円）

(2) 監査の対象としなかった理由

上記(1)アについては、地方自治法(以下「法」という。)第242条第2項本文で、住民監査請求は「当該行為のあつた日又は終わった日から1年を経過したときは、これをすることができない。」と規定されており、知事が不当利得返還請求権を行使できるのは、収支報告書の写しが議長から送付され、政務活動費の残余の額を把握したときであるから、収支報告書の写しを議長が知事へ送付した日を「当該行為のあつた日」と解すべきと考えるが、藤本昭広氏分の政務活動費に係る監査請求は、収支報告書の写しの送付日から1年を経過している。また、同項ただし書で、「正当な理由があるときは、この限りでない。」と規定されているが、平成26年1月6日以降は収支報告書及び領収書等の閲覧を請求して、藤本昭広氏の平成25年度政務活動費の支出について認識しえたため、正当な理由を認めることもできない。

上記(1)イについては、監査請求があった議員12名分330,000円のうち、9名分247,500円について、平成25年度政務活動費収支報告書及び領収書の写し等を確認したところ、南部振興議員連盟懇談会費用への充当の事実が認められない。

上記(1)ウについては、自由民主党の視察のうち、平成25年12月26日の会議費及び会食費45,000円について、平成25年度政務活動費収支報告書を訂正のうえ、新たに生じた残余額を返還する旨の訂正届が提出され、議会事務局の収納状況一覧表を確認したところ、平成27年3月2日に既に返還されていることが認められる。

5 監査委員の除斥

本件監査請求の監査において、議会選出の監査委員2名は、監査の対象に関し直接の利害関係を有するため、法第199条の2の規定により除斥した。

6 請求人の違法性の主張に対する議会事務局の陳述

(1) 会派分

ジャンボタクシーについては、スケジュール上合理的な利用と考えられ、利用料金も時間貸しによる相場の値段となっている。また、会議費用及び会食費についても、飲食・会食を主目的とするものではなく、使途基準に合致している。

(2) 議員分

広聴広報費（広報紙印刷費等）について、条例では、広報紙の提出は求めておらず、按分については、手引に基づき、掲載記事の割合等により各議員が適切に行っている。

事務所の使用実態及び雇用職員の業務実態については、議員に適宜確認するとともに、実際に事務局職員が事務所を訪問した際にも確認している。

自治会費については、当該議員の自宅と事務所は異なる場所であることを現に訪問して確認しており、議員からも当該自治会費は地域の共益費であることを自治会総会の精算報告書等で確認している旨説明を受けていることから、事務所の共益費として充当を認めたものである。

7 監査結果 棄却

(1) 判断基準

本件監査対象の支出が、県政に関する調査研究その他の活動に資するために必要な経費以外の経費に係る支出であるか否かは、使途基準及び「政務活動費の手引」（以下、「手引」という。）に反するか否かを基準に判断するのが相当である（平成21年9月29日東京高等裁判所判決同旨）。

(2) 監査の視点

使途基準適合性の判断にあたっては、平成21年12月17日の最高裁判所判決及び平成26年10月16日の金沢地方裁判所判決等の趣旨から、条例及び規程で提出が定められている収支報告書、領収書の写し及び支払証明書等について、使途基準及び手引に照らして、政務活動費の本来の使途及び目的に違反する支出であることを推認させる一般的、外形的な事実（以下「外形的事実」という。）の有無について確認を行い、「外形的事実」の存在が認められた場合及び請求人が「外形的事実」を主張・立証している場合には、議会事務局において、使途基準に適合することを立証されるか否かにより行うことが相当である。

(3) 使途基準適合性の判断

政務活動費の収支に関する議長への報告についての具体的なあり方を定めた本県の条例は、政務活動費の支出内容の透明化と自由活発な調査研究活動の確保という相対立する要請についての調和として、議会が裁量権限に基づき自主的に決定したものと解され、法の趣旨に反するものではないというべきである（平成24年7月27日大阪高等裁判所判決同旨）。

請求人の違法性の主張は自らの見解や主張を述べるにとどまっており、下記の自治会費を除いては、議会事務局において、収支報告書等の内容を確認のうえ、いずれも使途基準及び手引に照らして適正な政務活動費としての執行であるものと認定している事実が認められ、「外形的事実」は認められなかった。また、請求人の違法性の主張に対する議会事務局の陳述に、特段不合理ないし不相当なものは認められない。

自治会費については、手引で充当が不適当な経費として、地区共益費的な費用を除く町内会費が挙げられていることから、収支報告書等の記載上、一応、外形的事実らしきものの存在が認められるが、議会事務局においては、当該議員の自宅と事務所は異なる場所であることを確認し、議員から当該自治会費は地域の共益費であることを自治会総会の精算報告書等で確認している旨説明を受けていることから、当該自治会費に政務活動費を充当することは使途基準に適合していると認められる。

以上のことから、本件監査対象の支出に、使途基準に適合しないものは認められず、違法又は不当に不当利得返還請求権の行使を怠る事実があるとは認められない。

8 監査委員の意見

政務活動費について、本県においては、従来から支出内容の透明性の向上に努めているが、県民意識や社会情勢の変化等を的確にとらえ、さらに、他の一部の自治体で議論されている事項等、例えば、広報紙の現物など添付書類の範囲や関係書類のインターネットでの公開について、検討を行うことが求められていると考える。

※監査結果本文については、平成27年5月1日付けの県公報に掲載予定